【事案Ⅱ-5】後遺障害共済金請求

・平成29年6月1日 裁定打ち切り

<事案の概要>

平成 20 年 5 月に野球のボールが右眼に当たり、「右)網膜剥離」(原因)「右)網膜 裂孔」により手術を施行。その後、平成 27 年 10 月に左眼の視力低下を自覚し、平成 28 年 2 月時点で右眼視力「光覚弁」、左眼視力 0.01 の状況となった。

申立人が後遺障害診断書により災害障害共済金を請求したところ、右眼については前記外傷との因果関係を認め災害障害共済金を支払ったが、左眼の視力低下の原因は不明であり、共済金の支払いを拒否したため、左眼視力低下について災害もしくは病気による障害共済金を支払うべきであるとして申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、ケガによる後遺障害共済金または病気による後遺障害共済金および遅延損害金をを申立人に支払え、との判断を求める。

- (1)担当医師記載の後遺障害診断書において、器質的変化は「有」となっており、平成28年2月において症状固定と判断され、回復の見込みなしと判断されている。
- (2) 医師からこれ以上の治療は無理だといわれているのに、根本的な原因が不明だという理由だけで、後遺障害共済金が支払われないのは納得できない。
- (3) 書面に基づく医師所見により、ケガによる後遺障害共済金もしくは病気による後遺障害共済金を支払うべきである。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 左眼の視力障害については、後遺障害診断書に「角膜糜爛の影響を考えたが、糜爛が改善した後も0.7 程度しか回復せず原因不明である」と記載されており、角膜糜爛を原因とした視力障害と判断できない。
- (2) 右眼の視力障害については、本件事故後の直近の入院・通院に関する請求の際に 提出された診断書に、障害の原因となる傷病(右増殖性硝子体網膜症)が本件事故 を直接の原因とされていたことが確認できたため、災害障害共済金を支払ったが、 左眼の視力障害については、その原因が医学的に不明とされていることから、過去 の右眼の障害認定と同様に取り扱うことはできない。

<裁定の概要>

被申立人が債務不存在確認請求訴訟を提起し、訴訟が係属したことから、裁定手続規則第30条第1項の規定により裁定手続を終了した。